

組 織 及 び 運 営 の 合 理 化
に 資 す る た め の 意 見 書

(平成17年度会計定期監査結果報告添付意見)

島 根 県 監 査 委 員

目 次

監査意見	-----	1
------	-------	---

本年度の意見	-----	1
--------	-------	---

一般会計及び特別会計

1	県退職者等の有効活用について	-----	1
2	部活指導に対するボランティア制度の導入について	-----	2
3	公有財産の適正な管理について	-----	2
4	入札参加資格等への政策課題要件の反映について	-----	3
5	会食を伴う懇談会の適正な執行について	-----	3
6	島根県総合美術展（県展）の適切な運営について	-----	4
7	広範な会計事務に精通した専門スタッフの配置について	-----	4
8	長期継続契約の適切な取扱いについて	-----	5
9	産業廃棄物の適正処理について	-----	5
10	福祉事務所のあり方について	-----	6
11	旅費の取扱等について	-----	7
12	高校生献血サマースクール事業について	-----	7

企業会計

1	病院事業の運営について	9
(1)	中央病院	9
(2)	湖陵病院	9
(3)	病院全事業	10
2	電気事業の運営について	12
3	工業用水道事業の運営について	12
4	水道事業の運営について	13
5	宅地造成事業の運営について	14
6	企業局全事業	15
	昨年度の意見に対する措置状況の評価	17

監 査 意 見

本県の財政は、依然として硬直化した極めて厳しい状態が続いている。

こうした中で、様々な課題を克服し持続的に発展する島根を築いていくためには、引き続き行財政改革を強力に推進する必要がある。

この意見書は、監査の途上において気づいた組織及び運営の合理化に資する意見を述べたものであり、今後の行財政運営に当たり留意をするとともに、改善措置について検討されたい。

なお、昨年度述べた意見に対する措置状況について、「評価できるもの」、「成果を見守るもの」及び「今後改善が必要なもの」の3分類に整理して、末尾に掲げたので、これに留意の上、引き続き改善に努められたい。

本年度の意見

一般会計及び特別会計

1 県退職者等の有効活用について（人事課、義務教育課）

職員が育児休業や長期の私傷病休暇等により欠けた場合、期限付任用職員や臨時的任用職員が配置されるが、業務に不慣れなこと等から職員配置の少ない部局の中には、業務の円滑な運営に支障を生じているところが見受けられた。

については、県では、今後県行政に精通した職員が大量に退職する予定であるので、各地域別に、退職職員の中から意欲のある者を募り、精通している業務ごとに登録しておき、一時的な業務増や疾病等で職員の欠けた場合等で、期限付任用職員や臨時的任用職員の配置では円滑な業務の運営に支障が生ずると認められる場合は、業務支援者として登録退職職員を活用することを検討されたい。

また、義務教育の学校現場では、教員の疾病等に伴う短期補充の臨時的任用教員の確保に苦慮している地域があるので、再任用名簿に登録されていない退職教員で

あっても、臨時的任用に意欲のある適任者については、採用することを検討されたい。

2 部活指導に対するボランティア制度の導入について（保健体育課）

高等学校等の運動部活動において専門的な技術指導力を備えた指導者が校内にいない場合に、外部の指導者を派遣する運動部活動外部指導者派遣事業が一部の学校現場で実施されているが、多くの学校では教員が運動部活動を指導しており、平日の放課後はもとより週休日にも部活動の指導をしている実態があることから、教員に大きな負担となっていると思われる。

については、団塊世代の大量退職時代を迎えることから、退職後間もない民間人や公務員等で、部活動や学校教育に理解があり意欲的でボランティア精神のある人材を、学校管理下における運動部活動の指導者として積極的に委嘱するなど、部活指導に対するボランティア制度の導入について検討されたい。

3 公有財産の適正な管理について（各部主管課、管財課、教育施設課）

（1）公有財産の適正な管理について（各部主管課、管財課）

公有財産を適正に取得、管理、処分するために、公有財産の取得、管理、処分に関する規則（以下「規則」という。）第65条の規定に基づき「県有地境界確認事務取扱要領」、「公有財産台帳調製要領」、「公有財産台帳附属図面調製要領」等が定められ、それぞれ具体的な事務処理手続等が規定されている。

公有財産の適正な管理及び有効活用等については、これまでも定期監査等で改善を求めたところであるが、今年度の定期監査において、各財産部局における公有財産台帳の記載状況や登記処理状況、境界確認協議書、附属図面の整備、保管状況等を調査したところ、これらが不十分な財産部局が多数あった。

については、管財課は各部主管課、財産部局を十分に指導するとともに、各部主管課は、財産部局を指導、調整し、公有財産の実態把握に努め、未登記処理案件の解消や附属図面等の作成、公有財産台帳の記帳整理など整備を急ぐ公有財産から計画的に改善措置を講じられるように取り組まれない。

(2) 教育財産に係る公有財産台帳の管理について (教育施設課)

県には多数の教育財産があるが、公有財産台帳に関する事務の分掌規定が不明確であり、財産の取得、処分等の異動が生じた際には、台帳の正本は教育施設課で、副本は各県立学校等で別個に調製されるなど一元的な処理がされていない上に、各台帳の調製が手書き処理されていることもあり、事務処理が効率的とはいえない状況にある。

知事部局の公有財産は、管財課の公有財産管理システムにより、パソコンで一元的に管理され、各財産部局における財産の異動に伴う台帳の調製が効率・効果的に行われているが、教育庁では、こうしたシステムは整備されていない。

については、教育施設課は、公有財産台帳に関する事務の分掌規定を明確にするとともに、公有財産台帳の調製を適正かつ効率的に行うために、公有財産管理システムの整備について検討されたい。

4 入札参加資格等への政策課題要件の反映について

(農林水産総務課、土木総務課、教育施設課、警察本部)

本県の特性を活かしながら持続的に発展できる社会を実現するためには、県政の政策課題への取組に、県民や企業等の積極的な参加・協力を呼びかけ、協働、連携を一層推進する必要がある。

については、企業の子育て支援や環境対策支援、地域貢献等の県政の政策課題に積極的に参加、協力した企業については、公共事業の入札参加資格の格付や指名業者選定の際の有効ポイントとして、その貢献度を追加することについて検討されたい。

5 会食を伴う懇談会の適正な執行について (各部主管課、人事課)

会食を伴う懇談会の執行に当たっては、公費であることを自覚の上、適正な執行に努めるよう、平成 7 年 8 月及び同年 12 月に総務部長から依命通達等がなされている。

依命通達では、「会食を伴う懇談会の執行基準」が定められ、県側出席者の範囲や料理単価等で執行基準によりがたい場合には、理由を付して部長までの決裁を受けることとされている。

また、平成 10 年 10 月には人事課から「食糧費に係る執行基準についての Q & A」の

一部改正が通知され、その中で、「基準外執行の具体的な取扱いについて」具体的に定められているところである。

しかしながら、「執行基準によりがたい場合の諸手続」が遵守されていない事例が見受けられた。

については、各部主管課及び人事課は、会食を伴う懇談会の執行の現状を的確に把握の上、適正な執行が行われるよう指導されたい。

6 島根県総合美術展（県展）の適切な運営について（文化国際課）

島根県総合美術展（以下「県展」という。）の開催に当たって、県は、これまで会場の提供やチラシの作成、各委員等（県展運営委員、県展審査員、展示指導者）に対する謝金や費用弁償の支払等を行い、一方で文化団体連合会を構成する関係団体は、県展出品者からの出品料の徴収や、各委員等の推薦及び派遣等を行っているが、県と文化団体連合会との役割分担、経費負担区分等の根拠が不明瞭なまま、県展が運営されている。

については、県は、県展の一層の発展を図るため、県展運営における県と文化団体連合会との役割分担を明確にした上で、開催方法及び開催に係る収入及び支出の取扱いについて、文化団体連合会と協議して、県展運営の透明性、妥当性の確保に努められたい。

7 広範な会計事務に精通した専門スタッフの配置について（人事課、出納局）

自治体財政の透明性を高め、健全な自治体経営を行うためには、公会計部門の強化が課題となっており、全国の一部の自治体にあっては、公会計制度や調達制度の見直し、整備が図られる一方で、予算管理やコストの分析、政策評価、財務諸表・年次報告書の作成、調達・契約、内部監査など、広範な会計事務に精通した人材の育成、配置が検討されている。

については、本県の財政の透明性を高め、健全経営を行うため、出納部門の責任と権限を強化するとともに、外部からの人材導入も含め、会計事務に精通した専門スタッフの育成、配置を検討されたい。

8 長期継続契約の適切な取扱いについて（出納局）

平成 16 年度の地方自治法及び同施行令の改正を受けて、長期継続契約の対象範囲が広がり、本県でも関係条例の制定、会計規則の改正等により、印刷複写機等の借入契約等、新たに 5 つの分野で長期継続契約が可能となった。

出納局からの積極的な指導もあり、各所属では、物品の賃貸借契約等に際して、長期継続契約制度の活用が図られている。

しかし、各所属における長期継続契約には、「長期継続契約を締結する場合は、予算の範囲内において給付を受けるという解除権」を留保した根幹となる条項が付されていないもの、金額随意契約できる限度額を超えた金額で契約していたもの、契約書における各年度毎の賃借料を年額表示とすべきものを月額表示しているもの、既存の物品賃貸借契約で、賃貸借の実質契約期間が満了しないままに誤って長期継続契約に切り替えたものなど、法令等に反した事例が多数見受けられた。

については、長期継続契約を適切に行うために次の事項について、早急に取り組みたい。

長期継続契約の取扱上の留意事項について、会計規則の運用通知等に適切に記載すること。

長期継続契約の対象となる契約の範囲の事項ごとに標準契約書を定めるとともに、会計事務職員研修等を通じて、長期継続契約の取扱いに対する指導を徹底すること。

9 産業廃棄物の適正処理について（廃棄物対策課、出納局）

産業廃棄物の処理を委託する際には、許可業者へ処理委託しなければならないことや、その際には書面で委託契約を結ぶこと、契約書面へ記載しなければならない事項が定められていることなど、産業廃棄物を適正に処理するための諸規定が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に細かく定められている。

しかしながら所属の中には、廃棄物処理法について、十分に理解されないままに無免許の業者へ委託するなど、不適切な処理がされた事例が見受けられた。

については、各所属が排出事業者として産業廃棄物の処理を委託する場合に、廃棄物処理法を十分に理解した上で適切に行うため、次の事項について、早急に取り組みたい。

各所属における産業廃棄物の委託処理が適正に実施されているか、実態把握をす

ること。

産業廃棄物処理の手引きの周知を図るとともに、指導を徹底すること。

標準的な仕様書や委託処理経費の積算、設計書を作成すること。

標準契約書の作成をすること。

研修を実施すること。

(以上 廃棄物対策課)

産業廃棄物処理委託契約に係る会計事務処理上の留意事項を会計規則運用通知で規定すること。(廃棄物対策課、出納局)

10 福祉事務所のあり方について(人事課、健康福祉総務課)

市町村合併による県の福祉事務所業務の縮小に伴い、平成 17 年度の組織改正において、福祉事務所が隠岐、東部、西部の 3 事務所に再編、統合されたところである。

それぞれの事務所の現在の所管区域は、隠岐福祉事務所が隠岐郡内の 4 町村、東部福祉事務所が東出雲町、奥出雲町及び斐川町の 3 町、西部福祉事務所が邑智郡内の 3 町及び鹿足郡内の 2 町となっている。

しかし、これらの事務所のうち、東部福祉事務所は雲南市に、西部福祉事務所は浜田市に各々所在し、当該所在位置には所管自治体は存在していない。

このため、東部福祉事務所では、雲南市から遠方の 3 町へ出張して業務を行っており、また、西部福祉事務所では、川本町駐在及び益田市駐在を置き、日常の業務は実施しているものの、重要な決裁、所内会議等にはそれぞれの駐在地から遠方の浜田市まで出張している状態であり、効率的な業務運営を行う上で、支障が生じている。

また、行政サービスを受ける住民にとっても、事務所が遠方にあることから、相談や手続きなどが迅速で十分な状況であるとは言い難いものとなっている。

こうした中で、平成 18 年度から、飯南町においては、県福祉業務が移管されている。

については、県内の県福祉事務所の所管町村の多くが飛び地状態になっている現在、住民への福祉サービスの向上や事務処理の効率化を図るため、積極的に福祉事務所

の町村移管を進められたい。

なお、町村移管ができない当分の間については、所管区域の町村に県職員を派遣し、町村職員との連携を図りながら業務を遂行するなど、町村移管のための環境づくりに努められたい。

11 旅費の取扱等について（人事課）

3泊4日の旅行の際、中2日の旅行目的地での交通費を要する移動がない日についても、支給すべきでない日当が支給されていた事例が見受けられた。

この要因としては、日当の取扱いについて、質疑応答等により事務処理の参考となる考え方が示されているものの、明確な取扱基準や処理手続きが定められていないことによるものと考えられる。

については、日当についての明確な取扱基準を定めるとともに、旅行目的地で船車賃等の諸雑費を支払い、旅行後に日当を請求する者については、所属長の確認を受けるなどの処理手続きを明確にされたい。

また、現行の旅行命令簿では、日当支給を判断するための要件である「旅行目的地での船車賃等の諸雑費を要する移動」であるか否かの確認ができず、旅費の代理請求者が旅行者本人にその内容を確認しなければ判断できない状況にあるので、書類上で日当支給の判断が可能となるような旅行命令簿の様式に改正されたい。

12 高校生献血サマースクール事業について（薬事衛生課）

高校生献血サマースクール事業は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく「平成17年度島根県献血推進計画」により、血液製剤の重要性及び献血の正しい知識の普及を図ることを目的に県内東部、西部の高校各1校を対象として実施されている。

この事業は、参加予定人員を1会場当たり30人程度として実施されているが、ここ数年は、1会場当たりの参加者が5～6人であり、事業の成果が上がっているとは言い難い状況となっている。

については、経済性、有効性、効率性の観点から、この事業のあり方について抜本

的に見直されたい。

企業会計

1 病院事業の運営について（中央病院、湖陵病院）

（1）中央病院

1）「島根県立中央病院第2次経営健全化推進プラン」への取組について

中期的な病院経営の方針を定めた「島根県立中央病院第2次経営健全化推進プラン（平成17年度～平成21年度）」が、平成17年9月に策定された。

このプランには、病院が果たす基本的役割、自立した運営体制の確立、経営基盤の強化等の目標が設定されている。

今後とも、院長をはじめ職員は、目標の達成に向けて一層努力されたい。

2）職員宿舎の整備について

中央病院の医師等宿舎は、院長宿舎外7宿舎・101戸であるが、これらの宿舎の多くは、築後30数年が経過し老朽化が進んでいることから、民間賃貸住宅の利用が増え、宿舎の入居率は低い状況にある。

優秀な医師や看護師等の人材確保にとって、良質な宿舎の提供は、極めて重要であることから、民間賃貸住宅等の借上げを含め宿舎の整備のあり方について関係機関と一体となって早急に検討されたい。

3）職員宿舎跡地の活用について

街北宿舎1跡地（370.21㎡）、街北宿舎2跡地（675.63㎡）、三京宿舎跡地（439.27㎡）は、平成15年3月、老朽化や道路拡幅のために宿舎を取り壊して以来、未利用のままであるので、用地の売却を含めその活用方法を検討されたい。

（2）湖陵病院

1）「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン」への取組について

中期的な病院経営の方針を定めた「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン（平成17年度～平成21年度）」が、平成17年8月に策定された。

このプランには、医療の質の向上、経営基盤の強化等の目標が設定されている。

今後とも、院長をはじめ職員は、目標の達成に向けて一層努力されたい。

2) 新たな職員配置計画・資金収支計画の早期策定について

上記プランの具体的な取組項目の目標を達成するために、新病院における新たな職員配置計画を早急に策定し、計画的に適正配置をされたい。

また、新病院整備に係る起債の償還や職員の年齢構成による退職金の増加なども想定されているため、中期的な資金収支計画を早急に策定されたい。

3) 退院者の再入院防止と生活支援について

退院者の病状の安定と回復のために、訪問看護指導、医療相談、デイケア・サービス機能を活用して再入院の防止に努めるとともに、生活上の問題については、市町村や地域生活支援センター等地域の関係機関と連携して支援されたい。

4) PFI事業者に対する指導について

施設・設備維持管理業務、保安警備業務、患者搬送業務など多くの業務については、平成20年2月の開院時から15年間にわたりPFI事業者が行うこととなったところである。

これらの業務を行うにあたっては、安全性の確保はもとより、人権やプライバシーについて配慮するようPFI事業者に対し十分指導されたい。

5) 中央病院との薬品・医療材料等の共同購入について

コスト削減の一方法として、中央病院と薬品や医療材料などについて、共同購入の可能性について検討されたい。

(3) 病院全事業

1) 「病院事業中期計画」(仮称)の策定について

本県においては、厳しい財政状況を踏まえ、「総人件費の抑制」や「地方機関等の見直し」、「地方公営企業等の取り組み」等について、平成21年度を目標とする「県行政に関する集中改革プラン」を平成18年2月に策定し改革に取り組んでいる。

地方公営企業である病院の取組として、今後の県立病院のあり方を含め、「定員・給与の適正化」、「経営健全化の取り組み」等について、「病院事業中期計画」(仮称)を、平成18年度中に策定することとしている。

この中期計画策定にあたっては、「病院機能の充実・強化」、「定員管理及び給与適正化の目標」、「年度ごとの収支計画」等について、検討を進めるとともに、自立した運営体制の確立に努めるため、「公営企業法の全部適用」についても検討されたい。

2) 医療費の個人負担分の未収金対策について

医療費の個人負担分未収金は、1年以上経過したものが昨年度末に比較し21百万円余増加して、両病院で98百万円余と多額になっている。

未収金は不況の影響や医療費の自己負担率の引き上げ等により、今後とも増えることが懸念される。一方、公立病院の未収金の時効は、私立病院と同じ3年とする最高裁の判決が下され、早急な対応が必要となっている。

については、自宅訪問による督促を一層強化するとともに、支払督促や差押えの申立てなど法的手段についても十分検討されたい。

また、未収金の発生防止にも効果があり、休日・夜間でも支払ができ利用者の利便性が高いクレジットカードによる医療費納入など、先進地の事例についても関係機関で検討されたい。

3) 財務規則の改正について

病院の財務処理や資産管理で使用する文書の様式については、「島根県立病院事業財務規則」(以下「財務規則」という。)で定められている。

しかし、実態は財務処理や資産管理の電算化が急速に進み、「未収金管理票」、「貯蔵品入(出)庫伝票」、「たな卸表」など財務規則と異なる様式が使用されている。

については、財務規則の様式と実際に使用している様式との整合性を図り財務規則を改正されたい。

4) 会費及び会費的負担金の見直しについて

団体等に継続して支出する会費及び会費的負担金については、会費等に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたものや、活動内容が形式的になってきたものなど、団体加入の必要性が薄れてきているものが見受けられる。

今後の負担にあたっては、加入の必要性及び負担額の妥当性等について十分

検討されたい。

2 電気事業の運営について（企業局）

1）隠岐大峯山風力発電所の運転稼働日数の確保について

平成 16 年 2 月から運転を開始した隠岐大峯山風力発電所の供給電力量は、目標電力量に対し 70.1 %で前年度に比して 5 ポイント上昇しているが、営業収支の状況を見ると、損失が 31,942 千円となり、平成 16 年度の損失 16,158 千円より増加している。この要因は、平成 17 年度冬季の落雷事故により修繕工事を行ったためである。

今後は、避雷などの予防対策を十分に実施し、運転稼働日数の確保や経費削減に努められたい。

2）江津高野山風力発電所の収支計画の策定について

江津高野山風力発電所の整備については、平成 20 年 4 月に定格出力 2 万 700kW での営業運転を目指し、平成 17 年度から開始した。

この発電設備はドイツ製を予定していることから、為替レートの変動による調達コストが増加するなど事業費の増が見込まれるので、適切な収支計画を策定されたい。

また、隠岐大峯山風力発電所の整備・運営を通じて得た貴重な経験を、事業展開に活かされたい。

3）水力発電所の計画的な改良等について

大半の水力発電所が運転開始後 40 年～ 50 年経過していることから、より効率的な発電が可能となるよう改良（修繕）計画を策定し、年次的に改良等を実施されたい。

3 工業用水道事業の運営について（企業局）

1）飯梨川工業用水道事業における需要拡大について

飯梨川工業用水道事業は、景気低迷による企業の倒産や給水先の節水等により給水量が年々低下し、今後も契約水量の増加は期待できない状況にある。

については、引き続き経費の抑制に努めるとともに、工業用水を使用する可能性のある企業・事業所の情報を収集し、PR活動等を効果的に実施することにより新たな需要拡大に努められたい。

また、需要拡大に繋がるよう基本使用水量の小口化について、検討を進められたい。

2) 江の川工業用水道事業の用水型企业の誘致等について

江の川工業用水道事業については、事業開始以来、給水先は1企業に留まっていることから、豊富な工業用水や立地企業に対する補助制度をPRすることなどにより用水型企业の誘致に努めるとともに、用水の新たな有効活用策について検討されたい。

3) 神戸川工業用水道建設事業の設備投資について

神戸川工業用水道建設事業については、平成23年度に志津見ダムの供用開始を控えているが、専用施設の整備にあたっては、水需要の予測が立たない限り着手しないこととしている。

事業の着手にあたっては、出雲市や地元商工団体等と一体となって実態に見合った予測を行い、投資が過大とならないよう慎重に対応されたい。

4) 八戸川工業用水道建設事業の用水の活用策について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万 m^3 の用水を確保し、江の川工業用水道事業に5万 m^3 、江の川水道事業に2万7千 m^3 の用水を利用しているが、残りの15万3千 m^3 については、利用されることなく現在に至っている。

今後、この利用されていない用水の有効活用策について、県と一体となって検討されたい。

4 水道事業の運営について（企業局）

1) 飯梨川水道事業の施設改良と適正な供給単価の維持について

飯梨川水道事業については、施設の老朽化対策や耐震対策に多額の投資が必要とされているが、これらの事業の実施にあたっては、給水先市町と連携・調

整を図りながら、適正な供給単価が維持できるよう努められたい。

2) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、経費節減等による支出の抑制に努めるとともに、引き続き関係市と連携を図り、簡易水道の上水道への切り替えを提案するなど新たな需要拡大に取り組みられたい。

3) 斐伊川水道建設事業の円滑な推進について

斐伊川水道建設事業は、3市1町に最大日量 35,400 m³（供給開始時は 21,000 m³）の水道水を給水するため、現在、宍道湖湖底管の布設工事や第1調整池の建設が進められている。

単価設定等にあたっては参画市町と十分に協議を行い、事業が円滑に推進できるよう努められたい。

5 宅地造成事業の運営について（企業局）

1) 江島工業団地の分譲促進について

江島工業団地については、売却の促進を図るため分譲単価の引き下げや分譲対象業種の拡大などの対策を講じているが、引き続き、知事部局、地元自治体と連携し、完売に向けて一層努力されたい。

2) 江津地域拠点工業団地の売却促進について

江津地域拠点工業団地については、用水型企業の受け皿としてPR活動等に取り組むほか、地元自治体等と誘致活動に努めているが売却に繋がっていない状況にある。

今後、比較的小規模な敷地を必要とする企業のニーズに応えることができるよう分譲区画の細分化や分譲対象業種の拡大について検討するなど、売却の促進に努められたい。

6 企業局全事業

1) 企業局経営計画の進行管理について

10年後を見据えた公営企業の経営安定を図るための方針を定めた「企業局経営計画（平成18年度～平成22年度）」を、平成18年3月に策定した。

この計画では、企業局が今後目指すべき「使命・ビジョン」を明確にし、5年後に達成すべき成果・目標を数値化するとともに、各事業ごとの損益計算書及び貸借対照表のシミュレーションを行っている。

については、この成果・目標等について年度ごとに達成状況を検証・評価することによって、計画の進行管理の徹底を図られたい。

2) 総費用の抑制について

公営企業経営の健全化を推進するうえで、総費用の抑制は重要な課題である。

人件費の抑制については、これまで組織の統合による人員削減や業務手当の廃止に取り組んできたところであるが、今後も、事務事業の見直しや外部委託の推進等により職員定数の削減に努められたい。

経費の節減については、業務委託等で行われている随意契約を見直し、可能な限り競争入札を実施するなど、さらなるコスト削減に努められたい。

東部、西部事務所で個別に契約を行っているもので、スケールメリットを活かせるものについては契約の一本化を検討するなど、経費の節減に努められたい。

3) 低利かつ安定した資金調達等について

公営企業の健全な運営に資するため、低利かつ安定した資金を地方公共団体に融通する目的で設置された公営企業金融公庫が、国の行財政改革の一環として平成20年度に廃止されることとなった。

今後予定されている高野山風力発電所、志津見及び新浜田川発電所の整備や既存設備の大規模改良工事に係る財源については、大半を企業債の発行によって確保することとしている。

公営企業金融公庫の廃止後の資金調達については、低利かつ安定した資金が引き続き調達できるよう関係機関と連携し、国への要望等を行われたい。

また、この公庫から借り入れた企業債の未償還残高のうち、特に高利率な

7.0 %以上のものをみると、電気事業会計が 6 件の 3,380 万円、水道事業会計が 8 件の 6 億 7,745 万円余となっていることから、これらの高利率で借入した企業債の繰上償還ができるよう国等へ働きかけられたい。

4) 会費及び会費的負担金の見直しについて

団体等に継続して支出する会費及び会費的負担金については、会費等に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたものや、活動内容が形式的になってきたものなど、団体加入の必要性が薄れてきているものが見受けられる。

今後の負担にあたっては、加入の必要性及び負担額の妥当性等について十分検討されたい。

昨年度の意見に対する措置状況の評価

一般会計及び特別会計

1 次の事項については、改善措置（一部改善を含む。）がとられたことを評価するとともに、なお、一層の推進を期待したい。

- (1) 行政財産の目的外使用料の減免措置について（管財課）
- (2) 委託契約における一者随意契約のあり方について
 - ・一者随意契約に係る取扱方針（仮称）の作成について（出納局）
- (3) 地球温暖化対策に係る市町村への支援について（環境政策課）

2 次の事項については、現在進行中であり、その成果を見守りたい。

- (1) 国庫補助金の速やかな受入について
 - （知事部局各部主管課、教育庁総務課、警察本部）
- (2) 税外収入の未収金対策の推進について（知事部局各部主管課、教育庁総務課）
- (3) 委託契約における一者随意契約のあり方について
 - ・一者随意契約できる具体的かつ明確な理由について
 - ・適正な予定価格の設定等について
 - （知事部局各部主管課、県議会事務局、教育庁総務課、警察本部、監査委員事務局）
- (4) 県立学校後期再編成計画の進め方について（高校教育課）
- (5) P T A が整備した県立学校の施設設備のあり方について
 - （教育庁総務課、教育施設課、高校教育課）

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは、改善がまだ不十分であると認められるもので、引き続き改善を進められたい。

- (1) 旅費について
 - ・区域名について（人事課、出納局）

・旅費事務の民間委託について（人事課）

（２）物品の譲渡及び貸付に係る取扱規程の整備について（出納局）

企業会計

1 次の事項については、改善措置（一部改善を含む。）がとられたことを評価するとともに、なお、一層の推進を期待したい。

- (1) 医師の人事評価制度の導入について (中央病院)
- (2) 増収対策について (中央病院)
- (3) 経費節減対策について (中央病院)
- (4) 長期在院患者の退院促進や新規入院患者の長期化の防止等について (湖陵病院)
- (5) 経費削減対策について (湖陵病院)
- (6) 個人情報の保護について (病院全事業)
- (7) 病院における待ち時間の解消について (病院全事業)
- (8) 旭拠点工業団地の矯正施設誘致に伴う財政負担について (宅地造成事業)
- (9) 企業局経営の方針について (企業局全事業)
- (10) 福利厚生事業の見直しについて (企業局全事業)
- (11) 経営状況等の情報提供について (企業局全事業)

2 次の事項については、現在進行中であり、その成果を見守りたい。

- (1) 新病院の経営計画の策定について (湖陵病院)
- (2) 新病院の職員配置計画の策定及び定数削減について (湖陵病院)
- (3) 定員削減の取組について (病院全事業)
- (4) 医療費の個人負担分未収金対策について (病院全事業)
- (5) 職員公舎跡地の活用について (電気事業)
- (6) 斐伊川水道建設事業における参画市町の水需要の予測等について (水道事業)
- (7) 各工業団地の分譲促進について (宅地造成事業)
- (8) 企業局の会計処理 の「借入資本金」について (企業局全事業)
- (9) 企業局の会計処理 の「未成宅地」について (企業局全事業)
- (10) 経費削減対策について (企業局全事業)

3 次の事項については、改善措置がなされていないもの、あるいは、改善がまだ不十分であると認められるもので、引き続き改善を進められたい。

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (1) 江津高野山風力発電所の収支計画の策定について | (電気事業) |
| (2) 水力発電所の計画的な改良等について | (電気事業) |
| (3) 飯梨川工業用水道事業の売水率向上対策について | (工業用水道事業) |
| (4) 江の川工業用水道事業の売水率向上対策について | (工業用水道事業) |
| (5) 神戸川工業用水道建設事業の事業計画の策定について | (工業用水道事業) |
| (6) 八戸川工業用水道建設事業の用水の活用方策について | (工業用水道事業) |
| (7) 飯梨川水道事業における施設の計画的な改良等について | (水道事業) |
| (8) 江の川水道事業における単価抑制と需要拡大について | (水道事業) |
| (9) 企業局の会計処理 の「建設仮勘定」について | (企業局全事業) |
| (10) 企業局の会計処理 の「一般会計との契約」について | (企業局全事業) |